議案第37号

事務組織及び機構の取扱いについて

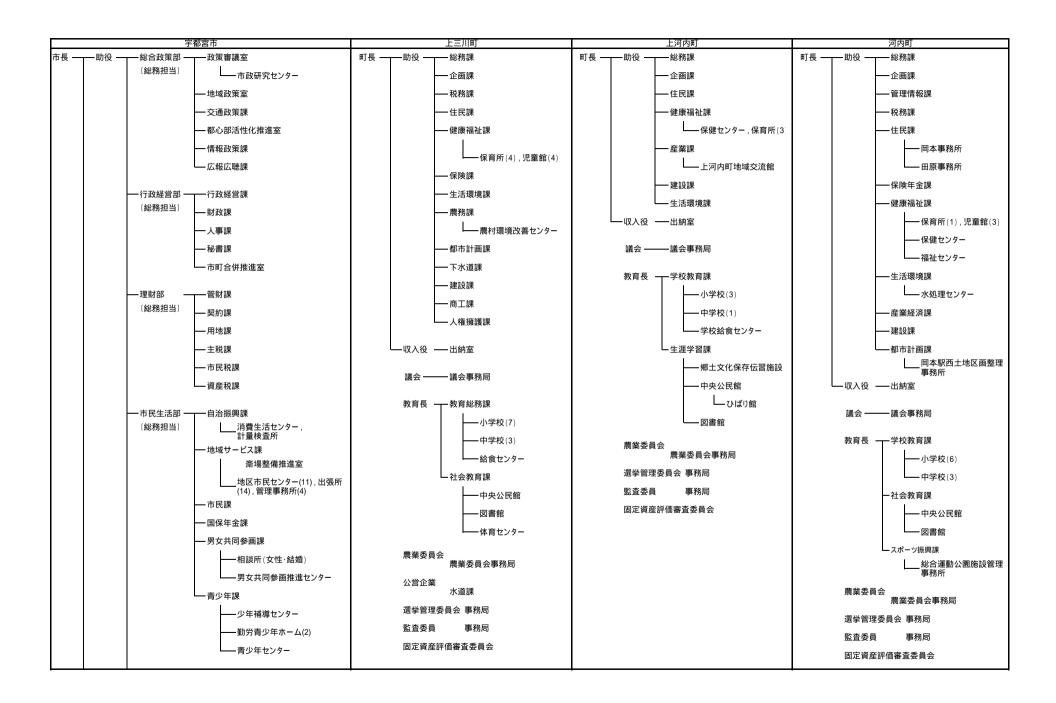
事務組織及び機構の取扱いについては,次のとおりとする。

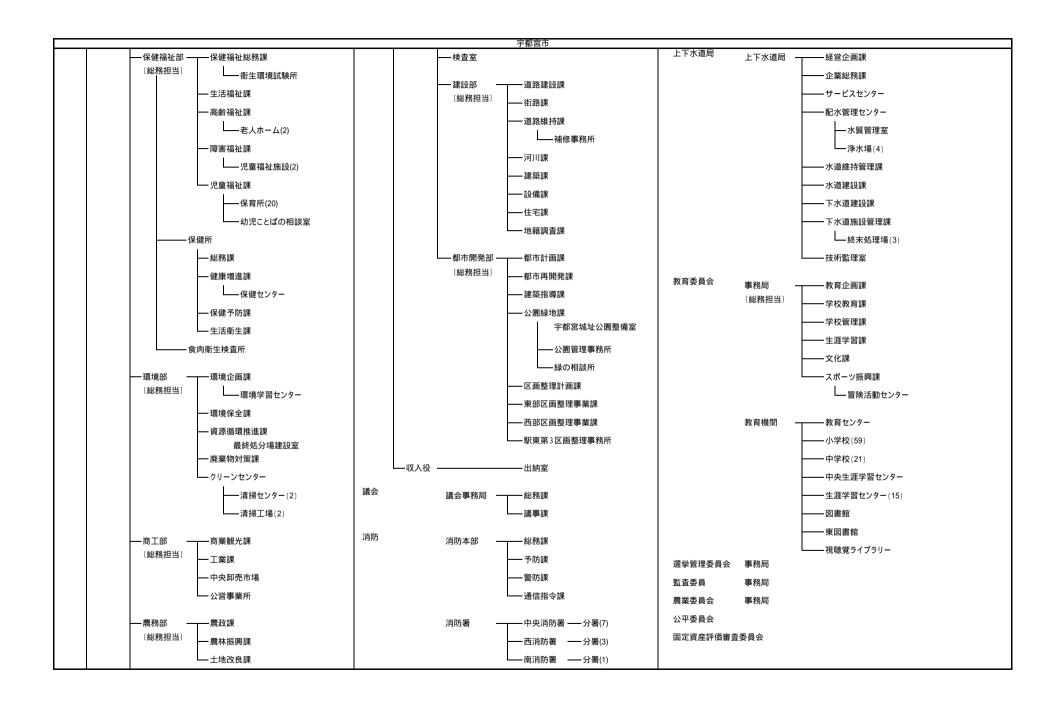
平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会 会長 福田富一

- 1 現在の上三川町,上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織機構については,地域自治制度を効果的に推進し,かつ簡素で効率的な組織とし,住民生活に支障をきたすことがないよう配慮しつつ,段階的に見直しを図るものとする。
- 3 上三川町,上河内町,河内町に置かれている附属機関は,原則として廃止するが,各町が独自に設置している附属機関については,必要に応じ適切な措置を行うものとする。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い	١		所管専門部会名	総務専門部会	
調整の方向	1 現在の上三川町,上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。 2 支所の組織機構については,地域自治制度を効果的に推進し,かつ簡素で効率的な組織とし,住民生活に支障をきたすことがないよう 配慮しつつ,段階的に見直しを図るものとする。					
		現状・調	果 題 ・ 対 応			
	宇都宮市	上 三 川 町	上河内町	河 内 町	備考	
組織機構	・資料4~5ページのとおり	・資料4~5ページのとおり	・資料4~5ページのとおり	・資料4~5ページのとお	§ 1)	
附属機関	・資料6~8ページのとおり	・資料6~8ページのとおり	・資料6~8ページのとおり	・資料6~8ページのとお	S 1)	





設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
法 律	1	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議	
	2	交通安全審議会		交通安全対策会議		
	3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	
	4	青少年問題協議会	青少年問題協議会	町青少年育成協議会		
	5	社会福祉審議会				
	6	介護認定審査会	介護認定審査会	介護認定審査会	介護認定審査会	
	7	民生委員推薦会	民生委員推薦会	民生員推薦会	民生委員推薦会	
	8	結核診査協議会				
	9	感染症診査協議会				
	10	環境審議会	環境審議会			
	11	廃棄物減量等推進審議会				
	12	中央卸売市場運営協議会				
	13	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	都市計画審議会	
	14	開発審査会				
	15	建築審査会				
	16	宇都宮市鶴田第1土地区画 整理審議会			宇都宮都市計画事業河内町岡 本駅西土地区画整理審議会	
	17	宇都宮城東土地区画整理審 議会				
	18	宇都宮大学東南部第1土地 区画整理審議会				
	19	宇都宮市鶴田第2土地区画整理審議会				
	20	宇都宮駅東第3土地区画整理審議会				
	21	宇都宮都市計画事業宇都宮市鶴田第1土地区画整理事業評価員			岡本駅西土地区画整理評価 員	
	22	宇都宮都市計画事業宇都宮城 東土地区画整理事業評価員				

設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
法 律	00	宇都宮都市計画事業宇都宮				
İ	23	大学東南部第1土地区画整理事業評価員				
		宇都宮都市計画事業宇都宮				
	24					
		業評価員 字都宮都市計画事業宇都宮				
	25					
		評価員				
İ	26	図書館協議会	図書館協議会	図書館運営協議会		
	27	生涯学習センター運営審議 会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	
	28	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	社会教育委員の会議	
	29	文化財保護審議委員会	文化財保護審議会	文化財保護審議会	文化財保護審議会	
	30	スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会		スポーツ振興審議会	
条 例	1	総合計画審議会				
	2	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	情報公開審査会	
	3	個人情報保護審査会		個人情報保護審査会		
	4	個人情報保護運営審議会				
	5		同和対策審議会			
	6		同和対策集会所運営委員会			
	7	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会	特別報酬等審議会	特別職報酬等審議会	
	8	公務災害補償等認定委員会		公務災害補償等認定委員会		
	9	公務災害補償等審査会		公務災害補償等審査会		
	10	名誉市民選考委員会			名誉町民選考委員会	
	11	表彰審査委員会	表彰審議会	表彰審議会	表彰審議会	
	12			交通安全推進協議会		
	13	消費者苦情処理委員会				

設置根拠	No.	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備考
条 例	14	市民活動助成審査会				
	15	住居表示等審議会				
	16	男女共同参画審議会				
	17	保健衛生審議会				
	18		児童館運営委員会			
	19		老人福祉センター運営委員	老人福祉センター運営委員会		
	20	農業振興対策審議会	農業振興地域促進協議会			
	21		農村環境改善センター運営 委員			
	22	市有林管理委員会	女只			
	23		商工振興審議会			
	24		町営住宅入居選考委員会			
	25			開発調整委員会		
	26	屋外広告物審議会				
	27	下水道使用料等審議会	下水道審議会			
	28	水道料金審議会	水道料金等審議会			
	29			消防委員会	消防委員会	
	30	通学区域審議会				
	31	教育センター運営審議会				
	32	心身障害児就学指導委員会	就学指導委員会			
	33		学校給食センター運営委員会	学校給食センター運営委員会		
	34	視聴覚ライブラリー運営委 員会		視聴覚ライブラリー運営委員 会		
	35			郷土文化保存伝習施設運営委 員会		
	36	農業委員会の選挙による委 員の選挙区等審議会				
付属機関の	合計	5 4	2 7	2 4	1 6	

事務組織及び機構の取扱い

(1)先進事例

ア 廿日市市の例(平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村)

合併後の組織機構は,次ぎの方針により整備する。

- 1 住民サービスの低下を招かない組織機構
- 2 地域への課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
- 3 市民が利用しやすく、分かりやすい組織機構
- 4 簡素で効率的な組織機構
- 5 指揮命令系統が明確な組織機構
- 6 新たな行政需要(課題)に対応できる組織機構
- 7 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- 8 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構

現在の佐伯町役場及び吉和村役場は支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に遂行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。

本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。

イ 呉市の例(平成15年4月1日合併 新設 2市)

下蒲刈町役場は,支所とする。ただし,組織については住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し,段階的に再編,見直しを図る。 下蒲刈町に置かれている附属機関は,廃止するが,合併後の附属機関の在り方については,必要により適切な措置を行うものとする。

ウ 新発田市の例(平成15年7月7日合併 編入 1市1町)

豊浦町役場については,地方自治法上の支所とする。

支所の組織については、住民生活の急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

- エ 前橋市の例(平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村)
 - 1 支所の取扱い

大胡町,宮城村及び粕川村役場は支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。

2 附属機関等の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市に統合するものとする。

なお,独自に置かれている附属機関等については,実態を考慮し整備するものとする。

附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

(2)関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

- 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張 所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。
- 2~3 省略

(委員会・委員及び附属機関の設置)

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外,法律の定めるところにより,委員会又は委員を置く。
- 2 省略
- 3 普通地方公共団体は,法律又は条例の定めるところにより,執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会,審査会,審議会,調査会,その他の調停,審査,諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし,政令で定める執行機関については,この限りではない。